

岡山県 犯罪被害者等支援条例

みんなで被害者を支えるために



安全で安心して暮らせる社会を実現することは、県民すべての願いです。一方で県民の誰もが犯罪被害者等となる可能性があります。犯罪被害者等への支援は、被害者の視点に立って、地域社会全体で取り組むことが必要です。

岡 山 県

犯罪被害に遭うと…

通り魔や飲酒運転による交通事故などの犯罪は、いつ誰の身に降りかかってもし不思議ではありません。

けれども、私たちの多くは、日常生活の中で、新聞やTVで犯罪のニュースを見聞きすることはあっても、自分や家族・友人などの大切な人たちが犯罪に巻き込まれることを、想像することはまれです。

現実には、犯罪による被害はあとを絶たず、私たちの身近にも、ある日突然起きた理不尽な犯罪により、多くの困難に直面している人たちがいます。

被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）はどのような問題を抱えているのでしょうか？



犯罪被害者等は、こんなことに苦しんでいます。

被害後の様々な状況の変化

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

経済的な負担

- 主たる生計者の喪失
- 当面の出費（葬祭費、医療費、転居費用、裁判費用など）
- 自宅が事件現場となり住めないなどの住居の問題
- 財産の喪失

仕事や就労の問題

- 入院等によるやむを得ない欠勤
- 就業困難、収入の途絶

家族・親族の支えあいの喪失

- 被害のショックで家族が精神的に余裕のない状態
- 家事、子育て、介護などへの支障

捜査、裁判に伴う負担

- 捜査、裁判の傍聴、証言、意見陳述などでの時間や労力
- 損害賠償請求に伴う負担

周りの人の言動による傷つき

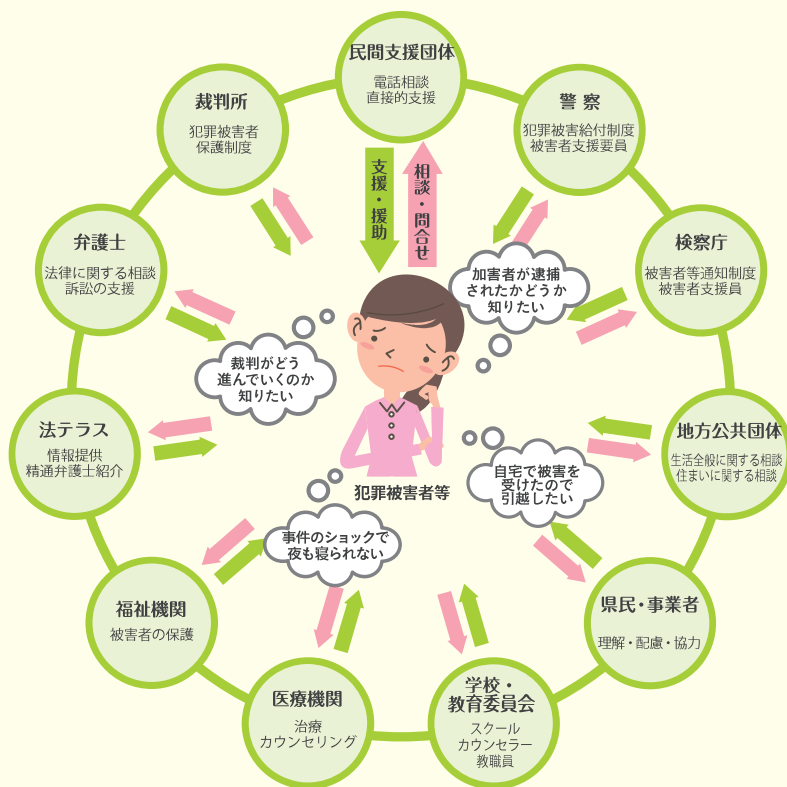
- 周囲の人たちからの中傷や興味本意の質問、心ないうわさ話
- 配慮に欠けるマスコミの取材や報道
- 犯罪被害者等は被害の弁償を受け、社会的にも保護されているといった誤解
- 近隣や知人からの安易な励ましや慰め
- 各種手続の窓口での二次的被害

社会の中で孤立してしまうことも。

犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等が抱える問題は、長い間、社会的な課題として認識されていませんでしたが、様々な事件をきっかけに犯罪被害者等の実情への理解が進み、近年では、その権利利益を守るために、国や地方公共団体、民間団体などによる支援の輪が社会全体に広がってきています。

岡山県下では、県をはじめすべての市町村で犯罪被害者等を支援するための条例が施行されています。



条例の概要

岡山県犯罪被害者等支援条例

目的

〈第1条〉

基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする

基本理念

〈第3条〉

- 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられる
- 支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるよう、講ぜられる

責務

〈第4条〉 — 県 —

犯罪被害者等の支援に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、施策を総合的に策定し、及び実施する

〈第6条〉 — 事業者 —

犯罪被害者等が置かれている状況等についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努める

〈第5条〉 — 県民 —

犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努める

〈第7条〉 — 民間支援団体 —

犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努める

犯罪被害者等の支援の基本

〈第9条〉 相談、情報の提供等

〈第11条〉 安全の確保

〈第13条〉 雇用の安定

〈第15条〉 人材の育成

〈第10条〉 保健医療・福祉サービスの提供

〈第12条〉 居住の安定等

〈第14条〉 県民等の理解の増進

〈第16条〉 民間支援団体等に対する支援

岡山県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針)

第8条 県は、犯罪被害者等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
 - (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策

- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(相談、情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第10条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第11条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第12条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第13条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第14条 県は、社会全体として犯罪被害者等の支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民及び事業者の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第15条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第16条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体及びそれらの団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。